

公益社団法人日本口腔インプラント学会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）に定められた事項のほか、この法人の会員（以下、「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

(権利)

第2条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 正会員 代議員選挙での選挙権及び被選挙権、年次学術大会、支部学術大会で発表する権利、機関誌及び会報の配布を受ける権利
- (2) 名誉会員 年次学術大会、支部学術大会で発表する権利、機関誌及び会報の配布を受ける権利
- (3) 準会員 年次学術大会、支部学術大会で発表する権利
- (4) 外国人会員 年次学術大会、支部学術大会で発表する権利
- (5) 学生会員 年次学術大会、支部学術大会で発表する権利、機関誌及び会報の配布を受ける権利
- (6) 賛助会員 機関誌の配布を受ける権利

(義務)

第3条 会員は、定款第7条及び第8条に定めるもののほか、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 本会倫理規程に定める倫理規範を遵守する義務
- (2) 口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針及び同指針細則を遵守する義務
- (3) その他、本会各規程に定める会員の義務

(入会日)

第4条 名誉会員を除く会員の入会日は、入会申込書を理事長が受理し、かつ当該年度会費の納入が確認できた日とする。

(退会日)

第5条 会員の退会日は、定款第9条に定める退会届出書の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし退会日は、退会届出書の提出日より遡ることはできない。

- 2 会員が退会届出書を提出するにあたり、未納の会費がある場合には、当該未納の会費を納付しなければならない。

(資格の復活)

第6条 定款第11条第1号の規定により資格を喪失させられた者は、資格喪失の事実が発生

した日から1年以内に未納会費及び当該年度会費を一括納入することにより、会員の資格を復活させることができる。ただし会員資格復活年度の選挙権、被選挙権は停止する。

(補則)

第7条 この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定める事項のほか、会員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1. 公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この規程は、平成26年6月1日に一部改正し、同日から施行する。